

令和3年7月6日

福祉部長寿応援課

東陽福社会館の指定管理者の選定手続きについて

東陽福社会館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区福社会館条例」に基づき、令和4年4月1日から新たに指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
東陽福社会館	江東区東陽六丁目2番17号 高齢者総合福祉センター1階

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 選定方法

公募による選定とする。

4 進捗状況

日付	内容
令和3年5月12日	公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で募集要項決定
令和3年5月21日 ～6月11日	事業者公募

5 今後の予定

日 付	内 容
令和3年8月	公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者決定
令和3年9月	第3回区議会定例会に指定議案提出
令和4年3月	基本協定書締結
令和4年4月1日	指定管理者による運営開始